

●文中の「SC」はサービスセンターの略

\*掲載した催しなどは、新型コロナウイルス感染症予防などのため、中止または変更になる場合がありますので、実施の有無については、事前に主催者にご確認ください。また、会場ではマスクの着用などをお願いします。

## 学校適正配置地域ブロック協議会を開催します

学校統合の方向性(学校の組み合わせ)について協議する地域ブロック協議会を次のとおり開催します。傍聴希望のかたは、直接会場へお越しください。時間は、午後6時30分～7時30分。受け付けは先着順で、定員を超えた場合は、入場を制限する場合があります。

### 第4回東部地域のブロック協議会

：7月28日(火)、東部市民SCで

### 第4回南部地域のブロック協議会

：8月5日(水)、南部市民SCで

●問い合わせ 学校適正配置推進室 ☎(888)5812

## 避難支援対象者名簿を町内会長へ配布します

あらかじめお送りしている案内通知に従って、次の日時に、お住まいの地域を所管する各市民SCでお受け取りください。必ず町内会長ご本人がお越しください。

受取日時▶7月20日(月)から22日(水)までの午前9時～午後5時と、7月27日(月)から8月1日(土)までの午前9時～午後5時(27日は午後8時まで、1日は午後1時まで)

持ち物▶令和元年度の避難支援対策者名簿・要援護者把握用リスト(お持ちの場合)、印鑑(スタンプタイプ不可)、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など) [詳しくは、地域ごとに各市民SCへお問い合わせください]

- ▶中央市民SC ☎(888)5643
- ▶東部市民SC ☎(853)1039
- ▶西部市民SC ☎(826)9004
- ▶南部市民SC ☎(838)1212
- ▶北部市民SC ☎(893)5969
- ▶河辺市民SC ☎(882)5221
- ▶雄和市民SC ☎(886)5550

## 空き家を所有するかたへ無料相談会を開催します

空き家の管理、売却、相続登記などの相談に宅建士、司法書士、市職員などが応じます。

日時▶8月14日(金)午後1時～4時  
会場▶中央市民SC洋室4(市役所3階)

申し込み▶電話、FAX、Eメールのいずれかで、住所、氏名、連絡先、空き家の所在地、相談内容を、8月3日(月)までに住宅整備課へお知らせください。相談時間は

後日、連絡します。

☎(888)5770

FAX(888)5771

Eメール no-osh@city.akita.akita.jp

\*当日も相談を受け付けますが、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

## キャッシュレス決済導入セミナーを開催します



市内事業者向けに、キャッシュレス決済の最新動向や、9月から始まるマイナンバーカードを活用したマイナポイント事業などの情報を提供するセミナーを開催します。参加無料。先着40人。

日時▶8月5日(水)午後2時30分～4時30分

会場▶中央市民SC洋室4(市役所3階)

申し込み▶秋田商工会議所まちづくり推進課 ☎(866)6676

## 生活援助サービス従事者研修を実施します

要支援認定者などの自宅に訪問し、掃除や買い物などの生活援助を行う「訪問型サービスA」の従事者を養成します。全日程受講後、事業所でサービス提供者として従事することができます。

なお、事業所での勤務を保証するものではありません。

対象▶18歳以上のかた(訪問介護事業所のヘルパーとして従事可能な資格をもっているかたや、要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者は除きます)

日時▶8月5日(水)・11日(火)・18日(火)、午前9時～午後5時

会場▶市役所の職員研修棟研修室

テキスト代▶1千430円

定員▶25人

申し込み▶7月20日(月)午前9時から電話かEメールで、住所、氏名、生年月日を長寿福祉課へお知らせください。☎(888)5668

Eメール no-wf@city.akita.akita.jp

## 各種手当受給者の所得状況届の提出が必要です

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたの所得状況届を次のとおり受け付けます。詳しくは、7月末に郵送する通知をご確認ください。

受付日時▶8月12日(水)から17日(月)までの平日、午前9時～午後5時

受付場所▶市役所5階第2委員会室

●問い合わせ 障がい福祉課 ☎(888)5663 FAX(888)5664

## 新型コロナウイルス感染予防対策への寄付、ありがとうございます

秋田銀行同志会から、市内小・中学校へ非接触型電子体温計をいただきました。



6月23日の贈呈式で。中央が同会の佐藤文雄会長、左が小松田洋樹本店支部長、右が佐藤教育長

一般社団法人 秋田市建設業協会から、市立小・中学校、高校などへ、ハンドソープをいただきました。



6月23日の贈呈式で。穂積市長の右隣りが林 明夫会長。その他右から、同協会の伊藤 満企画委員長、三浦 稔副会長、山岡緑三郎副会長、長谷川尚造会計理事

問い合わせ▶教育委員会総務課☎(888)5803

## 国保の限度額適用認定証などの更新はお早めに

病院や薬局などで提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。8月から有効になる新しい認定証は、次のとおり手続きしてください。

### ◆70歳未満のかた

国保の被保険者証、手続きをすらかたの本人確認書類(運転免許証など)、世帯主および対象者のマイ

ナンバー確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちになり、次の申請場所へお越しください。受付開始は8月3日(月)。

**申請場所(平日)** 国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

### ◆70〜74歳のかた

対象になるかた(自己負担割合3割の「現役並みI」「現役並みII」の世帯と市民税非課税世帯)へ6月下旬に申請書を送りました。記載された期限までに申請書を提出したかたへ、7月27日(月)に認定証

をお送りします。

### ■自己負担限度額

◆70歳以上のかた  
広報あきた6月19日号12ページをご覧ください。

### ◆70歳未満のかた

左下の表をご覧ください。  
\*「多数該当」欄の額で支払いができるのは、医療機関が回数を確認して適用可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

### ■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	高額療養費該当回数(3回目まで)	多数該当(4回目以降)	適用区分
上位所得者	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

### 【国民健康保険高齢受給者証】

国民健康保険に加入している70〜74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたへ、8月1日(土)から有効となる受給者証を7月27日(月)にお送りします。

なお、令和元(平成31)年の所得により改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。

### ●問い合わせ

国保年金課☎(888)5630